

## 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて（お知らせ）

**令和4年（2022年）10月1日から、  
75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、  
医療費の窓口負担割合が2割になります。**

- ◆ ご自身の窓口負担割合が「**2割**」となるかについては、  
**令和4年9月頃に**後期高齢者医療広域連合または市区町村から  
「**令和4年10月1日以降の負担割合**」が記載された被保険者証」  
を交付しますので、そちらをご確認ください。
- ◆ 被保険者証を提示するときは「**有効期限**」を必ず確認し、  
**10月以降は、新たに交付される被保険者証をお使いください。**

**窓口負担割合が2割となる方には  
負担を抑える配慮措置があります**

- ◆ 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、  
2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上  
げに伴う**1か月の負担増加額を3,000円までに抑えます。**
- ◆ 払い戻しのために口座を登録していただく必要がある場合※  
には、後期高齢者医療広域連合または市区町村から**申請書を郵  
送します。**

※ 既に高額療養費の払い戻しについて口座が登録されている方には、申請書は郵送されません。

**今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、  
国民皆保険を未来につないでいくためのものです。**

### 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または  
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

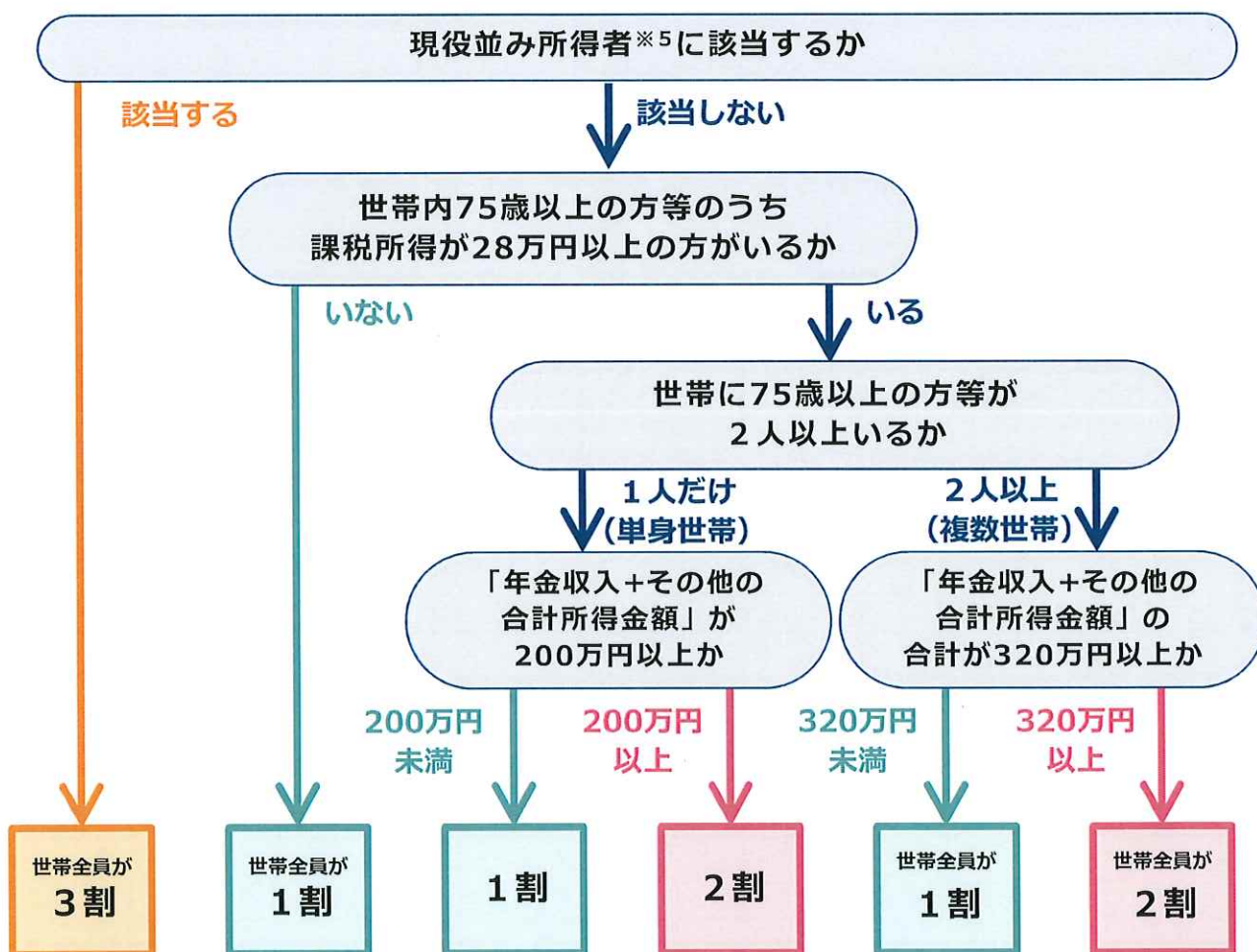
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、  
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）



## 窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等※<sup>1</sup>の課税所得※<sup>2</sup>や年金収入※<sup>3</sup> 等（令和 3 年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額※<sup>4</sup>」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が 2 割になります。



・ 住民税非課税世帯の方は、1 割負担となります。

※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。  
「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。  
（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が 1 割または 2 割になるケースがあります）